平成23年度 第27回税制調査会議事録

日 時:平成23年12月12日(月)13時33分~

場 所:中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

〇五十嵐財務副大臣

ただいまから「税制調査会」を開催いたします。

前回は、未明までにわたる御審議、ありがとうございました。お疲れ様でございました。

本日は、社会保障・税一体改革成案の具体化に向けての検討の第2回目に当たります。本日は、各省庁からの意見を聴取したいと考えております。なお、時間が限られておりますので、メリハリのついた御説明を心がけていただきますようお願いいたします。お一人、大体3分程度の目途でお願いいたしたいと思います。

(カメラ退室)

〇五十嵐財務副大臣

それでは、まず中塚副大臣より資料の御説明をお願いいたします。

〇中塚内閣府副大臣

社会保障・税一体改革成案具体化のための検討課題ということでありますが、消費税そのものにつきましてもまた申し述べたい意見はあるのですが、それはまた後のことといたしまして、同じその検討課題の中にあります個人所得課税ですが、金融所得課税の一体化についてお話を申し上げたいと思います。

金融資本市場にリスクマネーを供給するという意味において、投資リスクの軽減を 図るという観点から、是非幅広い金融商品を対象とするということと、損失繰越の期間の延長ということについても検討する必要があると思っておりますし、更にはそういった制度を仕組む上での十分な準備期間を確保する必要があると思っております。

次に、その他ということですが、社会保障と税に係る共通番号制度についてですが、 共通番号をある程度幅広く活用することで、マネーロンダリングの防止とか、顧客管理などにも社会全体としてメリットの拡大を目指すべきであると思っておりますが、 ただ、社会全体、また個別の業界等においても、導入するときにはいろんな意味での 負担というのが発生すると思っています。ですので、そういったところに配慮しなが ら、汎用性の高い制度にしていきたいと。更には、これは先ほどの金融所得課税の一 体化のところとも同じですけれども、そうした場合に実務を担うことになる金融機関 をはじめとするいろんな民間セクターとは十分な事前協議を行った上での制度設計を する必要があるのではないかということでございます。

以上です。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をどうぞ。

三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

金融所得課税の一本化についてですが、様々な課題があることは承知をしておりますが、これらについては、まずは現行の 10%軽減税率を既に決めていただいている。 平成 26 年 1 月から 20%本則税率に戻すことが大前提でありまして、その確実な実施が何より重要だと考えています。

○五十嵐財務副大臣

では、中塚副大臣、どうぞ。

〇中塚内閣府副大臣

社会保障の在り方と、それこそ 24 年度税制改正を終えて、税制の抜本改革というところにも踏み込んだ内容になるやと聞いておりますので申し上げたわけでありまして、お話の軽減税率の件は、今、決まったことをそのとおりレールに乗って進んでいるわけでありますが、そのことと併せてお願いしております金融所得課税の一体化について、御意見を申し上げさせていただいたということであります。

〇五十嵐財務副大臣

他にございますか。

それでは、次に移らせていただきます。引き続いて辻副大臣より資料の説明をお願いいたします。

○辻厚生労働副大臣

社会保険診療報酬等に係る消費税、すなわち医療・介護分野に対する消費税の問題 について、厚生労働省の意見を申し述べさせていただきたいと思います。御手元には 1枚「社会保険診療報酬等に係る消費税のあり方の検討」というペーパーを配らせて いただいておりますので、御参照いただければと思います。

御承知かと思いますけれども、医療の分野におきましては、公共性を有する医療に関わる消費者に対して、課税根拠、担税力を求めるべきものではないとの見地から、現行消費税の創設当初から、社会保険診療に関する消費税が非課税とされ、医療機関などが診療の際に負担する消費税については、消費税の導入時及び引き上げ時それぞれの時点で社会保険診療報酬額の引上げ措置によって対処してきたところでございます。また、介護の分野においても、同じく消費税が非課税の扱いとされてきたところでございます。

このような税制の下に置かれてきた医療は、非課税取引であるがゆえに、医療機関が病院の建て替えなどの高額投資を行った場合であっても、その消費税負担分については、税務署からの還付が受けられない現状にあるわけでございます。

かつ、社会保険診療報酬が公定価格となっておりますため、医療機関は自らの判断 で価格への転嫁を行うことができないものでございます。このようなことから、医療 関係団体は、医療機関が仕入れに伴い負担する消費税について、いわゆる損税が発生していると主張してきたわけでございます。例えばこの点について日本医師会は、このいわゆる損税がすべての医療機関の総計で年間 2,000 億円を超えると推定しているところでございます。

今回の一体改革によりまして、2010年代半ばまでに消費税を10%に引き上げる際には、こうした問題が更に拡大することとなるものでございます。特に高額投資を行う大病院ほど消費税負担が重くなってしまうということになるわけでございます。

一方で、医療機関等による消費税の仕入れ税額控除や還付を可能にしようとして単純に社会保険診療報酬を消費税の課税取引としてしまうと、患者や保険者の負担が増大することになることから、その選択を主張する意見は大勢ではございません。むしろ、関係団体の間では、医療を課税取引に変更しつつも、税率を0%に据え置く、いわゆるゼロ税率の導入を求める意見が根強く存在しているのが現状でございます。

以上、医療・介護分野における消費税課税問題について御説明をさせていただきましたけれども、これから議論される消費税引き上げの具体化に当たりましては、この 損税問題を放置しておくわけにはまいらないと考えておりまして、今後、具体的な対 応が求められると考えておりますので、何とぞ御理解をくださいますようお願い申し 上げます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して、御質問、御意見ありましたらどうぞ御発言 ください。

峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

かねてからずっとこの問題は長い間議論してきた問題なのですが、これはもしかしたら課税当局に聞いた方がいいのかもしれませんが、診療報酬体系として、いわゆる設備投資であれ、なんであれ、医療分野において仕入れていくときに、基本的には診療報酬体系の中で損が出ないような措置がされているのだけれども、その際、開業医と大病院というようなところと診療所とかは違って、大病院は損が出るけれども、開業医は逆に益税が出るとか、そこら辺の関係はどうなっているのか一度教えていただいて、今の体系の中で直せるのか直せないのか。これは不可避的に生じているものなのかどうなのかということが1点です。

世界的に見て医療がゼロ税率になっているという国はあるのかどうなのか。あるいはゼロ税率というのはEU指令の中で原則として採用すべきでないという国際的な付加価値税の動向があると思うので、その点これは非常に重要なポイントなので、是非そういった点について、これは厚生労働省もどういうふうに考えているのか、課税当局

でも、副大臣、政務官でもいいのですけれども、教えていただければと思います。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、事務当局、どうぞ。

○住澤財務省主税局税制第二課長

事実関係について御説明申し上げます。

まず第1点の診療報酬の中での手当でございますが、この点については厚生労働省からも御説明いただけるかと思いますけれども、診療報酬の改定をいたしました際には、これは医療に要する費用について消費税も当然含まれているわけですので、これも織り込んで改定を行ってきているというのがマクロで見た診療報酬の姿でございます。

ただ、御指摘のように、診療報酬と申しましても、大病院、開業医、その他あるわけでございますので、中には高額な設備投資を行った際に、現在の診療報酬では適切な手当てがなされていないといった問題があるという可能性も否定はできないものと考えております。ですので、そういった診療報酬の配分についてどのように考えるかという論点もあろうかと思います。

第2点の外国での取扱いでございますが、欧州諸国などにおきましても医療サービスは非課税ということで日本と同様の取扱いになってございます。また、ゼロ税率につきましては、EU 指令におきましては、軽減税率を設ける場合でも最低でも5%以上の税率にするという考え方がとられておりますので、ゼロ税率というものを否定する考え方が取られているというのが現状でございます。

〇五十嵐財務副大臣

辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

これまでの経緯について若干付言しておきますと、消費税の導入及び引上げ時に伴う平成元年、平成9年の診療報酬改定におきまして、仕入れに係る消費税負担が大きいと考えられる点数を重点的に引き上げることにより、保健医療機関における消費税負担ができる限り生じないように措置したということでございますけれども、これに対しては関係者から、そもそも消費税分を上乗せされた項目は36項目にすぎなかった。その後の改定で包括引き下げ、廃止されてしまった項目もあるといった御指摘もあって、現在の診療報酬による手当ては十分ではないと、損税になっているといった御質問であるわけでございます。

明示的に言いますと、4月の診療報酬体系におきまして、消費税3%分に対して0.76%の引き上げを行い、平成9年には消費税2%のアップ分に対して0.77%の診療報酬改定で対応したという経緯がございます。なお、ゼロ税率のことを申し上げておきながら恐縮ですけれども、厚労省としましては、ゼロ税率については消費税の根幹に関わる問題である。やはり非課税が原則であるべきだと考えておりますので、ゼロ

税率の採用を主張しているということではございません。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

先ほど 2,000 億円の損税が出ているのですと言ったのですが、先ほどの話を聞いていてこれはゼロサムの中の 2,000 億円を損している人がいれば 2,000 億円得している人がいるのか。それとも、純然たる 2,000 億円は医療という分野における消費税の損税ということになっているのか、それはどちらなのですか。

○辻厚生労働副大臣

恐縮ですが、医師会の御調査でございますので、私どもがその詳細を承知している わけではありませんけれども、ゼロサムということではないのだろうと思いますが、 おっしゃるように損税があるならば、それによってむしろプラスがあるところもある のではないかということは考え方としてはあるのではないかと思います。

〇五十嵐財務副大臣

もらったところは益税と考えていないということですね。 三谷政務官、どうぞ。

〇三谷財務大臣政務官

今の御指摘のような議論がありますので、診療報酬の配分の見直しについては、厚生労働省でよく検討をしていただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

○辻厚生労働副大臣

了解しました。ありがとうございます。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、この辺にさせていただきまして、引き続いて、岩本副大臣より資料の説明をお願いいたします。

○岩本農林水産副大臣

まずエネルギー課税でございますが、もう何度もこの場で申し上げておりますけれ ども、森林吸収源対策にも使える税と是非ともしていただきたいという点が1点。

消費税でございますが、農林漁業者、食品製造・流通業者大半が免税あるいは簡易 課税の対象でございますので、混乱なく円滑に対応できるものとしていただきたい。 以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。簡潔に御発言をいただきました。

それでは、ただいまの岩本副大臣の御説明について、御質問、御意見があればどう ぞ御発言ください。

三谷政務官、どうぞ。

〇三谷財務大臣政務官

消費税制度の見直しに当たりましては、中小事業者の実務の実態を踏まえながら、 できるだけ混乱が生じないように円滑な実施に必要な配慮をしてまいりたいと考えて います。

○五十嵐財務副大臣

他にございますか。

では、岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

できれば政務官、エネルギー課税についても一言いただければと思います。

〇三谷財務大臣政務官

特にございません。

○岩本農林水産副大臣

分かりました。

○峰崎内閣官房参与

エネルギーは間伐の実施状況などというのは、予定では 56 万 ha をやったということになのですが、そういう意味では、着実に全体としてできているという評価なのですか。

○五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

着実にできているといいますか、路網整備に関しまして予算がもう足りないといいますか、その路網整備を今から実施していくにしても、今までどおりの路網整備ではなくて、今、我々が考えておりますのは、路網整備と木材の乾燥工場みたいなものをセットで山の中につくっていって、例えば住宅産業の業者さんですとか、勿論、これはWTOがありますので、我々から木材を学校に使ってくれとかということは申し上げられないのですけれども、そういう木材を各地方自治体で学校ですとかそういうものだけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、民間とかに使っていただけるようにするために是非とも御理解いただきたいということを申し上げます。

〇五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。

それでは、その次、牧野副大臣より経産省の資料の説明をお願いいたします。

○牧野経済産業副大臣

経済産業省の立場から税制抜本改正に関する我々の見解を説明させていただきますが、いつものように若干資料が多いものですから簡単にやりますが、時間オーバーの 点はお許しをいただきたい。お願いいたします。

まずお手元の A3 横長の資料、全体像が載っております。消費課税、法人課税、地方

税制、資産課税、自動車関連諸税、税制グリーン化の5つに分かれております。これからA4横長の資料に沿ってそれぞれ説明をさせていただきます。

1ページでは、所得税法等改正法附則第 104 条の8項目のうち、当省関係を赤字で記載しております。まず消費課税関連から説明をいたします。

第一に申し上げたいことは、消費税率引上げに当たり、中小企業者や流通業者の経営や事務負担に十分な配慮が必要だということであります。先ほど三谷政務官からのお話、有難く思っております。

3ページの図を御覧ください。中小4団体の調査では、売上高の小さい企業ほど消費税を販売価格に転嫁できておりません。消費税引上げの際、こうした中小企業の影響を最小化するため、政府一体となった円滑な転嫁を実現するための取組みを行うべきだと考えております。

4ページ、売上高 5,000 万円以下の中小企業者は、家族経営の商店など、平均従業員数が 2~4名程度の小規模な零細な事業者です。こうした事業者は、税率引上げの影響が多いと懸念されるため、影響を最小限に抑える措置を講じる必要があると考えております。

5ページ目、売上高が 5,000 万円以下の中小企業者の約8割は、経理担当者が1人で、経理や納税事務を行い、その多くは事業主自身で、パソコン等の普及も限定的です。こうした中小企業の事務負担を軽減する事業者免税点制度や簡易課税制度は、現状を維持する必要があると考えております。

7ページ、インボイスや複数税率の導入は中小企業者や流通業者の事務負担を大幅 に増やすだけではなく、小規模零細な免税事業者や企業間取引から排除され、または 値下げを求められる恐れがあり、導入は避けるべきだと考えております。

8ページ、中小企業者は、消費税額計算の経費の仕分けや記帳、納税の資金繰り管理などに負担を感じております。税率引上げの際、手続見直しの検討が必要だと思っております。

また、悪質事業者の租税回避的な行為防止のため、制度変更を行う場合でも、真面 目な中小企業者等の事務負担が増加しないよう、ターゲットを絞って制度変更を行う べきだと考えております。

9~13ページでは参考として中小企業や流通業に関係する団体の意見を付けておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

次に、個別間接税の見直しにつき説明させてもらいます。14ページを御覧ください。 石油商品には揮発油税等の税金の上に消費税が課税され、税率引上げの負担が大きく なります。とりわけ石油関係諸税は消費税導入以降、調整がなされておりません。今 般の税率引上げに合わせて見直すべきだと考えております。

15ページ及び16ページを御覧になれば、石油精製業、石油製品販売業の極めて厳しい経営状況を御理解いただけると思います。このため、税率引上げ時にユーザー負担

増に伴う石油関連産業への影響を最小限にする措置を講ずるべきだと考えております。 17ページ、自動車の購入時には、消費税と自動車取得税が二重課税されております。 このため、平成24年度税制改正大綱に踏まえて、廃止、抜本的見直しを求めた民主党 の重点要望等に沿って対応を検討すべきだと思っておりますので、よろしくどうぞお 願いいたします。

18ページ、輸出免税・還付制度については、国際標準であり、本制度は当然維持されるべきです。

19ページ、印紙税は同じ経済行為でも紙媒体には課税され、電子取引には課税されない等、極めて不合理だと思っています。消費税引上げの際、在り方の見直しを検討する必要があると思っております。

続いて、法人課税・地方税制について御説明をさせていただきます。

法人実効税率の引下げについて、21ページを御覧ください。先般、復興増税の付加税と併せて実効税率5%引下げが成立いたしましたが、引下げ後も我が国の実効税率は高い水準です。昨年の新成長戦略に従い、主要国並み水準の引下げ方針を引き続き堅持すべきだと思います。よろしくお願いいたします。

また 22 ページのとおり、我が国の雇用、経済の柱である中小企業への対策に万全を 期すべく、中小法人軽減税率の引下げも図るべきだと考えております。

23ページ、法人は国税、地方税合わせて様々な税を負担しています。先ほど御説明した法人実効税率引下げに加え、地方税では法人所得課税、償却資産に対する固定資産税を見直す必要があると思っております。

24 ページ、我が国は諸外国と比べ、地方税収に占める法人所得課税の割合が高い水準にあります。企業が地域の枠を超えて活動する中、所得課税は地方財源でもある意義も薄れ、また偏在性も大きく、地方財源として不適切だとも思っております。引き下げていくべきだと考えております。なお、地方法人特別税は25ページのとおり、税制抜本改正までの暫定的措置とされております。

その他になりますが、償却資産に対する固定資産税の見直し、また事業承継税制の 見直し、車体課税の抜本的見直し、地球温暖化対策のための税がございますが、これ らは平成24年度要望に重なりますので、本日は説明を省略し、資料を御覧いただくよ うお願いいたします。

最後に、税制抜本改正に関する経済産業省の御意見を説明させていただきますが、 今後ともよく御議論させていただき、政府税調の案として反映させていただきますよ うお願いを申し上げて説明に代えます。よろしくどうぞお願いいたします。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見をどうぞ御発言ください。

松原副大臣、どうぞ。

〇松原国土交通副大臣

実は、この中にある事業承継税制は、私も品川区、大田区の中小企業とともに、様々なことを研究し、やってきた中で、やはり事業が承継できなくなって、どんどんと崩れていく。そのことによって、日本の、いわゆる世界に冠たる中小企業の製造のネットワーキングが壊れていくというのは、極めて深刻でありまして、それぞれの中小事業者の関係から、事業承継税制はよく見直してほしいというのは長年の懸案でございますので、是非この際御検討いただければと思います。

○牧野経済産業副大臣

ありがとうございます。そのように努力いたします。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

消費税関連で出されているインボイスと複数税率、複数税率は私も導入すべきではないと思っているのですが、この中小企業者や流通業者の事務負担増加を招くインボイスと書いてあるのですが、今の帳簿方式、ここでもいわゆる請求書あるいは領収書、そういったものの保存義務があるのですけれども、それと比べてどれだけ事務的に負担が重くなるのか。余り想像しても出てこないので、どのようにインボイスは事務負担増加を招くのか、ただ単に業者の皆さん方にアンケートを出して出たぐらいのデータではなくて、現実にこの消費税を入れるときに、やはり益税問題だとか、本当にきちんと転嫁されているのかという、そういう点で国民にも信頼できる制度にしていくためには、このインボイス制度というのは不可欠ではないかという指摘が往々にしてあるものですから、この点はどのように考えているのかが1点です。

もう一点は、我々はよく消費税はクロヨン問題は余りないと思っているのですが、 意外と事業用の消費というところに税がかからないという形で還付されるというよう な仕組みがあるやに聞いているのですが、これは経産省に聞くのがいいのか、それと も財務省に聞いた方がいいのか分からないのですが、こういう事業用の消費に関する、 きちんとした見直しといった点は、どのように考えておられるのか。この点、もし分 かれば教えていただきたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

牧野副大臣、どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

第1点目のインボイスと複数税率の点についてですけれども、私も商店街の活動を しておりますので、それから、八百屋さんとか、魚屋さんとか、肉屋さんとか、あり とあらゆるところの皆さんと、それから、静岡市のみならず、よその地域の商店街の 皆さんともいろいろ意見交換をさせていただいて、ここまで来たのですけれども、と にかく店の体制を今、変えたり何かするのは非常に難しいと。本当に個人店舗あるい は小さな規模の中小企業の皆さんは、消費税を導入するときも非常に大変だったんだけれども、この新しい税率とか、こういう方式をまた加えられると非常に大変なので、 今の時点は御勘弁をいただきたいというのが圧倒的に多かったものですから、これは 是非御理解を賜りたいと思っています。

2点目については、できたら財務省から一度お答えください。

○五十嵐財務副大臣

まず1点目について、具体的に負担の差というのが証明されるような資料があるのかどうか教えてください。

それから、2点目の事業用の消費の還付の仕組みについても、事務当局からの説明 を求めます。

どうぞ。

○住澤税制第二課長

2点目の事業用の消費についてのお尋ねでございますが、これはまず消費税は最終 消費者に負担を求める税金でございますので、企業がいろいろな事業活動をしていく 上で、仕入れとして様々な仕入れ、消費も行うわけですけれども、そういったものに ついては仕入税額控除されることになりますので、最終消費者に最終的には転嫁され ていくことになります。

他方で、例えば個人ですとか中小企業のようなところで、家事用の消費と事業用の 消費が不分明であるといったような問題も御指摘があるわけでございますが、これに つきましては、家事用の消費の部分については個人の方の消費ということで処理する。 これは執行面で対応しているということでございます。

〇五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○牧野経済産業副大臣

峰崎参与の質問に対して、私は経験的にずっと歩いて、大勢の皆さんの意見を集約 した中で、これは実感として大変なことだと思っていますが、今、手元にデータがあ りませんので、次までにはちゃんと資料を出したいと思っていますので、よろしくお 願いいたします。

〇五十嵐財務副大臣

今の御説明だと、フリンジそのものの話ですかね。どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

先ほどのフリンジベネフィットのところで、例えば会社が従業員と一緒にどこかへ 慰安旅行に行ったとしますね。そうすると、これは会社の事業にとって必要な施策だ ということになると、ここには消費税はかからないという理解でよろしいですか。そ こら辺の扱い、要するにフリンジベネフィットの問題なんですね。

もう一つ、今の問題で、いわゆる転嫁しにくいということと、インボイスが入ると

逆に転嫁しやすいのではないかと思うのですが、その辺り、経産省に聞くのがいいのか、どちらに聞くのがいいのか、中小企業の皆さんが一番苦労されているでしょうから、その管轄をされている経産省としては、転嫁問題というのは力関係の問題であって、こういう中に仕入れと支払いのときのインボイスを入れることによっては解決がつかない問題なのか、その辺り、どんなふうにとらえているのか。その点を教えていただきたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

事務当局から、先ほど答えが漏れているのですが、要するに方式による負担の差に ついて、データがあるのかどうかを含めて回答してください。

○住澤税制第二課長

データにつきましては、後ほどまた中小企業庁とも相談させていただきまして、御 説明させていただきたいと思います。

それから、今のいわゆるフリンジの部分について、どうなるのかという点でございますが、この点については企業がいろいろな生産活動なりをしていく上で、必要となる経費については、消費税がそれにかかっていれば仕入れ税額控除するという格好で調整されてまいりますので、最終的には消費者に販売された時点で、その価格の5%が消費者に転嫁されていくといった格好になってまいります。

ですので、企業がそれを直接負担することにはなっていないというのが現状でございます。

それから、インボイスを入れた場合に、転嫁が容易になるのかどうか。ここも取引の交渉を、どのようにしていくかという点と絡んできますので、必ずしも税制の問題とは限りませんけれども、例えば現在の請求書等保存方式の下でも、かなりの部分が外税で請求書ができておりまして、税額が別記されているという請求書がほとんどでございますので、そういった意味で取引の実態としては、インボイス方式に近い状態になっていることも考えられるかと思います。

そういった中で、確かに外税方式の方が転嫁がしやすいといったような議論がなされることがございますけれども、これについては税込みの価格で価格交渉するのか、税抜きの価格で交渉するのかという業界ごとの取引慣行による部分がかなり大きいと考えておりますので、インボイスが入ったときに、では転嫁がしやすくなるかどうか。それはちょっとその業態ごとの取引の実情に応じて影響が違うのではないかと考えております。

○五十嵐財務副大臣

福田政務官、どうぞ。

○福田総務大臣政務官

中小企業に対する配慮が必要だということについては、私も賛成でありますが、地 方法人所得課税について御意見を申し上げたいと思います。 法人の実効税率の更なる引下げについて御発言がありましたけれども、既に平成 23 年度税制改正において、国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5 % 引き下げたばかりでありますし、また、実際の実効税率は更に低いのではないか、そのような指摘もありますので、その効果を十分見極める必要があると考えております。

地方法人所得課税の国際比較についても御発言がありましたが、日本は多くの行政 サービスを地方団体が担っておりまして、地方にはそれに見合う税源が必要でござい ます。各国によって、国と地方の行財政制度の違いや役割分担の違いもあります。

また、地方法人所得課税の偏在性において御指摘がありましたが、平成 20 年度税制 改正において創設された地方法人特別税・譲与税の取扱いについては、今回の消費税 を含む税体系の抜本的な改革において、必要な対応を講じていくべきだと、それは法 律上も規定されておりますので、そのように考えております。

以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

中野会長代行、どうぞ。

〇中野民主党税調会長代行

素朴な質問をさせていただきたいのですが、これは別に党税調で相談しての意見ではありません。企業形態なんですが、例えば経済産業省の中に中小企業庁があります。 どのぐらいの企業や業種をカバーしているのかという範囲の問題なんです。

何が聞きたいかと言いますと、業態によって、例えばたばこ屋、酒屋というのは、財務省が所管する。それから、私の関心事は、特に生活衛生同業組合、これは恐らく 110 万事業所で 600 万従業員と聞くのですが、これは厚労省の方が詳しい話ですけれども、これはクリーニング屋、散髪屋、喫茶店、言うならばサービス業、いろいろなものが包含されている。16 業種かな。これらのことについては、生活衛生、環境衛生という視点から、いろいろな指導は保健所がやっているわけです。

この消費税のインボイスの問題は、実はこういうところは大変関心も深く、深刻な問題なのだろうと思うんです。これらのことは、実際、厚労省も所管して意見聴取しているのか、または中小・零細企業は十把一からげで、中小企業庁もそれなりに指導するのか、これらのことについてよく分からないので、ちょっと素朴な質問ですが教えてください。

○五十嵐財務副大臣

牧野副大臣、お願いします。

○牧野経済産業副大臣

中小企業者は 419.8 万社で、そのうち 99.7%は小規模になっておりますし、所管官庁は若干違ってくるところはありますが、商店街活動でありますとか、措置の括りでありますとか、中小企業全体とか、あるいは官有官営団体等的な流れの中で、それぞれ所管も違ってくると思いますが、おおむね小さな企業者で大変な苦労をしていると

ころでありますので、インボイスと複数課税については、おおむね皆さんからは反対 の意見を伺っておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

先ほど福田先生からの話ですが、空洞化が大きな問題になっている、その中に税制がかなり企業にとって厳しいという意見があるわけです。それから、よその国が日本に手を突っ込んでくるときに、日本は税制が高いから、うちの国は低いから来なさいという言い方をされているのも事実でありますので、この点はまた是非御検討をさせていただきたいと思っております。

〇五十嵐財務副大臣

今の中野代行の御質問とずれているのですが、要するに所管官庁は別だけれども、 間接的にその所管官庁を通じて数字等を把握しているという意味ですか。

○牧野経済産業副大臣

そうですね。詳しい資料はまた用意させていただきます。

〇五十嵐財務副大臣

お願いします。

中野代行、それでよろしいですか。

〇中野民主党税調会長代行

結局、このインボイスというのは、特に製造業とか、小売業とか、業種によって基本的にぱっと意見が違ってくるという感じもするんです。

ですから、今のことについては、経産省の方もひとつ御検討いただきたいのですが、 厚労省なども当然、これらの実態調査については、やはりやっていただく方が丁寧だ と思うし、親切だと思うものですから、ちょっとお聞きいたしました。

○五十嵐財務副大臣

辻副大臣、どうぞ。

○辻厚生労働副大臣

中野代行から御指摘の分野もしっかり目配せして対応していきたいと思います。

〇中野民主党税調会長代行

目配りですね。

○辻厚生労働副大臣

調べてやっていきます。

〇五十嵐財務副大臣

三谷政務官、どうぞ。

○三谷財務大臣政務官

消費税の円滑な転嫁を実現するための取組みを行うべきということがございましたが、全くそのとおりだと思います。平成9年の消費税率の引上げの際には、政府が一丸となって消費税の適正転嫁や、便乗値上げ防止のための広報、相談、説明会等を実施しました。

具体的には、中小企業庁や公正取引委員会、また旧経済企画庁、現在は消費者庁が 所管しておりますが、例えばこの消費者庁、旧経済企画庁ならば、物価モニターによ る便乗値上げ等の調査、監視等の取組みを行いました。

今回の消費税制度の見直しに当たっても、同じような取組みを各府省庁においても 行っていく必要があると思いますので、よく検討していただくようお願い申し上げま す。

もう一点、消費税率引上げ時に石油関係諸税を見直すべきという要望がございました。消費支出に負担を求めるという消費税の性格に鑑み、個別間接税を含む価格に消費税を一律に課税することは、国際的に確立された共通のルールです。

また、消費税率を5%に引き上げた際にも、石油関係諸税との負担調整は行っておりません。更に今般の一体改革の目的は、社会保障財源の安定的確保と、正に厳しい財政健全化の同時達成であること。また、前回の税率引上げ時よりも財政は更に悪化していること。また、地球温暖化対策にも配慮する必要があることを踏まえますと、代替財源の確保なしに個別間接税の減税を行うことは適当でないと考えます。

以上です。

○五十嵐財務副大臣

よろしいでしょうか。引き続き議論になると思いますので、よろしくお願いします。 どうぞ。

○岩本農林水産副大臣

先ほど、牧野副大臣から商店街という話がございましたけれども、農林水産業もそうなんですけれども、やはり全国にこれだけシャッター通りがあふれるということは、 やはり継がせられない、また、継ぎたくないという問題もあるので、消費税を議論するときには、息子さんたちが継ぎたくなるような、継がせたくなるような、そういう工夫も一緒に考えるべきだと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

〇五十嵐財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、松原副大臣より資料の御説明をお願いします。

○松原国土交通副大臣

国土交通省としての検討課題については、既に6月の本調査会において、池口前国 土交通副大臣より御説明しておりますが、本日も改めて社会保障・税一体改革成案具 体化のための検討課題のうち、国土交通省関係について御説明をいたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。まず消費税率引上げを行う際の公共交通、 宿泊サービスへの対応の必要性についてです。

(1)ですが、消費税率の引上げについては、交通弱者の通学、通院等に必要な公共交通の輸送等に対する影響は極めて大きいと考えます。特に離島、地方路線では、

運賃値上げによる収入増は困難であり、また、運賃値上げに伴い、交通弱者の生活に 打撃を与え、公共交通の利用者減や輸送サービスの低下等が懸念されます。

2ページ、平成9年の消費税改正時には無かった新たな事態として、運賃改定を行えば、鉄道、バス等で普及しているICカードシステム等の回収が必要となり、その際、1年を超える準備期間と膨大な費用が必要となります。

(3) ですが、宿泊サービスについても公共交通と同様です。

3ページ、(4)ですが、したがって、こうした公共交通の輸送等に与える影響に鑑み、仮に消費税率を引き上げる状況になった場合には、利用者の負担軽減や輸送サービスの維持等の措置、併せてICカードシステム補修のための十分な準備期間の確保等が必要となります。

なお、バス、タクシー、トラックなどの道路運送サービスについては、既に燃料課税や車体課税で重い税負担が課されており、更なる税負担を回避することが必要です。

4ページ、住宅は、衣食住の住、国民生活の基礎ですが、既に消費税をはじめ、多 岐多重にわたって課税されています。また、住宅は通常、数十年にわたって使い続け るものですが、購入時に多額の税金が一度に課されることは大きな負担となります。

また、住宅は一生で一番高い買い物であり、多くの国民にとっては多額のローンでようやく手に届くものです。消費税率の引上げにより、100万円も負担が増えるとマイホームの夢が更に遠のき、購入できなくなる場合も、住宅投資の抑制や質の低下につながるおそれがあります。

更に消費税率が引き上げられると、代表的な耐久財である住宅については、駆け込み需要とその反動減が大規模に生じることは明らかであり、それによる市場の混乱やひいては内需の柱である住宅投資の減少による景気の悪化など、マクロ経済への重大なマイナス影響を及ぼすものと考えます。

実際に、平成9年に税率が3~5%に引き上げられた際には、新設住宅着工戸数が前年比18%減の大幅な減少となりました。近年では、着工戸数は平成8年がピークとなっております。

したがって、住宅に係る税負担がトータルとして増加しないよう、軽減税率、還付制度の導入など、負担を軽減するための特別な配慮が是非とも必要と考えます。

また、住宅を含む不動産の流通段階には、様々な流通税、不動産取得税や登録免許税や印紙税が課されていることから、消費税率の引上げに伴う加重な負担による不動産取引の減退を招き、経済の足を引っ張ることのないよう、特別な配慮が必要と考えます。

5ページ、まずは(1)ですが、自動車の取得時には、消費税と自動車取得税の合計で、既に最高10%の税負担が課されており、消費税率の引上げによる更なる負担を回避する必要があります。

また、自動車ユーザーは燃料に対しても重い税負担を課せられており、今後この点

についても十分な検討が必要です。

(2)ですが、工事請負契約や不動産譲渡契約を締結した際には、取引に対して消費税が課税されるだけではなく、その契約書に対して印紙税も課税されることとなります。加えて、この印紙税は、他の文書に係る印紙税と比べて著しく高く、更に建設工事では1次下請け、2次下請けなどの契約にそれぞれ多段階にわたり課税されます。印紙税についてのこれらの不合理な点を解消するとともに、不動産流通コストを引下げ、建設投資市場、不動産流通市場の活性化を図る観点から、消費税率の引上げに際しては、印紙税は廃止すべきと考えます。

本日は、簡潔にとの御指示ですので、説明は割愛させていただきますが、先ほど私からの説明の詳細補足については、お手元に別刷りの参考資料をお配りすることで説明に代えさせていただきます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対して御意見をどうぞ御発言ください。 峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

住宅というものに対して、非常に大きな買い物だと、土地は勿論消費税がかかってこないのですけれども、住宅は 2,000 万円、3,000 万円というのがざらに出てくると思うのですが、諸外国でも同じようにこういう住宅というのは、もし買うとしたら大きい買い物になると思うのですが、余りこれで軽減税率があるという話は聞いたことがないですね。

ですから、そういう意味で諸外国ではどういう形になっているのかというのが 1 点と、日本はしょっちゅう、20 年、30 年経つと上物の価値が急速に下落するわけですから、当然、建て直したりすることが多いのですけれども、私などはこの間、住宅減税というのは、確か平成 13 年だったか、12 年だったか、累積すると 15 年間ぐらいにわたって 650 万円ぐらい減税をやるという大きな減税をやっている。

先週の金曜日に決まった大綱にもまた新しいシステムが入ってきていますね。何でこんなに住宅所有に優遇するかというと、やはりこういうものに消費税がかなりかかっているということを意識して、当然それは前提にしているのではないかと思っているのですが、その辺りは今これだけ住宅の減税をやっていただいて、なおかつまた新しい特別措置を必要とする、そこまで持ち家政策というか、そういうものをやるよりも、むしろ私のかねてからの主張なんですが、賃貸住宅の優良な住宅の方がもっと強化されなければいかぬと思っております。この辺り、どう考えているのか。

それともう一つは、車両もそうだと思うのですが、中古の住宅とか中古車両、これは課税当局に聞いた方がいいのか分かりませんが、1回買って、それが2、3年経って売るときに、いわゆる消費税というものを払って、まだ使えるものが残っている。そ

うすると、中古で相対で売買したときは、消費税の扱いはどういうふうに考えたらいいのか。これは中古車両も同じだと思うのですが、その辺り、もし分かっていれば教えてほしいと思います。

以上です。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、事務当局からお願いします。

〇住澤 財務省主税局税制第二課長

それでは、事実関係から御説明申し上げます。

まず、住宅に関する諸外国での課税関係でございますが、先ほどの医療と同じでございまして、課税なのか、非課税なのかという問題がまずございます。EC 指令におきましては、新築の請負工事については課税と、それから、建築用の土地についても課税というのが、EC 指令の考え方でございます。

我が国の場合は、新築の請負工事は課税、土地の売買につきましては非課税という 考え方になっております。

それを受けて、フランスですとかドイツなどの外国はどうなっているかということでございますが、フランスの場合は EC 指令に沿いまして、新築請負工事については標準税率の 19.6%で課税されているという現状でございます。

土地についても、建設用地については課税されている。

他方で、ドイツにつきましては、新築の請負工事と建築用地の両方が一体で非課税という扱いをされております。ただし、いろいろな仕入れに係る消費税負担はございますので、ゼロ税率のように完全に負担がないわけではございませんが、そういった取扱いになってございます。

また、イギリスの場合は、これは極めて異例な格好でございますけれども、新築の請負工事についてはゼロ税率が適用されているといったような例も中にはございます。それで、住宅に関するいろいろな税制上の措置があるのではないかという御指摘がございました。御指摘のように、現在、住宅ローン減税という形で大幅な措置を所得税の方で講じておりまして、現在の制度で申しますと、10年間で最大 200万円~400万円の減税になるという措置を講じております。

また、長期優良住宅の場合には、10年間で最大300万円~600万円の減税になるといった所得税での措置を講じておりまして、所得税と住民税を合わせまして、減収額で言いますと、この住宅ローン減税の分で8,800億円ほどの減収になっているという現状でございます。

それから、中古品に関する課税関係についてお尋ねがございました。この点につきましては、我が国の今の消費税制度におきましては、インボイス制度という格好になっていないこともございまして、消費者から仕入れしたものについても仕入れ税額控除ができる仕組みになってございますので、そういった意味で中古品を消費者の方か

ら仕入れてきて、それをまた販売するといったような中古車業者の場合でも、課税の 累積がそこで生ずることは、我が国の消費税制度の下では生じていないということで ございます。

○五十嵐財務副大臣

どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

本当はもうちょっと原理的には、住宅というものは消費なんだろうか。やはり投資ではないかというふうに見る人がいるわけですよ。それと同時に、当然、20年なら20年住もうとした場合に、帰属家賃に、これは消費だというふうに言える。そうすると理論上、帰属家賃に、5%なら5%かけて毎年出していくというのは非常に合理的なんですけれども、一遍に取ってしまうというのはどういう理屈でやっていくのかなというのが実は生じている大きな疑問だと思うんですよ。そこら辺はどういうふうに理解したらいいのかということなんです。

〇五十嵐財務副大臣

どうですか。

どうぞ。

○住澤財務省主税局税制第二課長

御指摘のとおり、我が国の消費税の場合、様々な帰属消費、帰属家賃などに課税をするという考え方は取ってございません。これは国際的に見ても、なかなか帰属消費に課税するということは難しゅうございますので、そういったことをやっている国は現実の問題としてないということでございます。

そういった中で、諸外国の消費税の住宅に対する課税の仕方は先ほど御説明申し上げたとおりですけれども、確かに一気に買い物をするときに消費税負担が生ずるという部分がございますが、これはある種、住宅を購入されるときの代金の一部をこの消費税という格好で御負担いただいているということでもございますので、例えばローンを組んで住宅を買われる場合には、そのローンでもって返済をしていく中で消費税の負担についても年々御負担いただいている。

それで、必ずしもこれは消費税との関係だけで住宅ローン減税というものができているわけではなくて、持家政策を推進していくとか様々な趣旨があるわけでございますが、住宅ローン減税という形で、この住宅ローンの残高に応じて減税をしているという姿は、ある意味で消費税の負担にも対応した格好になっているのかなと考えることも可能かと思っております。

〇五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

〇松原国土交通副大臣

今、御指摘があった点ですが、既に事務方からお話がありましたけれども、欧米の

多くの国では、特筆しますが、イギリスは消費税はなし、カナダは税額の一部は還付、イタリアとスペインは軽減をしている。また、多くの国では中古に関しては非課税という配慮をしているということでありまして、そういう事例は散見される。どれぐらいマジョリティーかといいますと、案外多いのではないかと思いますが、また別途調べさせていただきますけれども、かなり多いのではないかと思っております。

やはりいろいろな議論がありますが、1つは、やはり今、日本は3.11以降、大変に 災害ということに関して、新しい、それにふさわしい住宅を建て替える、また、建て 直し、そして、それが請負で売られる、こういうふうな話になってまいりますので、 やはりそういった意味では、この段階はそういう防災の観点から大いにこういうもの は促進するべき一つのタイミングであろうと思っておりますし、国民意識も高まって いるのではないかと思っております。

もう一点は、いわゆる他の賃貸に関しても非常にスペースの狭い狭隘なものが多いので、峰崎参与がおっしゃる、一定の水準になったときにレンタルといいますか、そういうものは一つの発想と思いますが、それに至る間、やはり防災的な観点から、また、いわゆる面積の狭隘なものを改革するといいますか、よくするという観点から、今のこういった分野においてはしかるべき対応をするということが、私は国民の認識としても強いでしょうし、また、日本の防災の国土づくりという観点からも妥当性があるのではないかと思います。

〇五十嵐財務副大臣

それでは、事務方どうぞ。

○住澤財務省主税局税制第二課長

外国の例につきまして、先ほど御説明が漏れておりましたので、補足をさせていた だきます。

今、御指摘いただきましたように、諸外国では、特にヨーロッパでは中古の建物に つきまして非課税ということになっているわけでございます。

その背景でございますが、先ほど峰崎参与から御質問のありました中古の取扱いとの関係でございまして、インボイス制度を入れております外国におきましては、消費者から仕入れたこういった中古の住宅とか中古の自動車については仕入税額控除ができないという仕組みになっておりますので、これを課税にしてしまいますと、中古品を業者が売り上げたときに課税の累積が生じてしまうという問題がございます。したがって、こういった問題を回避するために非課税としていると承知をいたしております。

我が国の場合は、先ほど申し上げましたように、個人の方から中古品を仕入れた場合でも仕入税額控除ができるという制度になってございますので、そういった意味で、 もとの前提となる制度の違いがあるということだけ補足させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

石田副大臣、どうぞ。

〇石田内閣府副大臣

関連して、税務当局にお聞きしたいんですが、住宅関係で消費税というものは大体 幾ら入ってくるんですか。

○住澤財務省主税局税制第二課長

現在、手元に係数がございませんので、次回に御報告させていただきます。

〇石田内閣府副大臣

それでは、後でお願いします。

〇五十嵐財務副大臣

時間も迫っていますが、三谷政務官、簡潔にお願いします。

〇三谷財務大臣政務官

旅客運送・宿泊サービスに対する負担軽減措置で、軽減税率の対象と考えておられるならば、特定の分野に軽減税率を導入することについては、対象品目の合理的な線引きが困難であること、また、高額のサービスを利用する高所得者の方が減税の幅が大きいということなど、様々な問題があると思いますので、これを考えておられるなら、対応に当たってはよくよく、その有効性や効率性の観点を慎重に検討する必要があると思います。

以上です。

〇五十嵐財務副大臣

松原副大臣、どうぞ。

○松原国土交通副大臣

これはヨーロッパにおいても個別にそういった様々な対応がありますので、そこはよく検討しながら、しかし、やはりしかるべき必要なものは措置するということだろうと認識をしております。

○五十嵐財務副大臣

岩本副大臣、簡潔にお願いします。

○岩本農林水産副大臣

先ほど財務省から各国の例をおっしゃいましたけれども、資料の提出も、消費税が やはり 15%とか 20%に近い国々でも、土地とかそういう建物に対する消費税が 5%と か、そういう細かな資料もよろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほど峰崎参与が指摘されたのは重要な点でして、中古住宅の場合、ヨーロッパの場合は、例えば買って、部品部品で、フロア、バスタブはいいブランドのものを取り付けたりとかすると、中古住宅でも価値が上がっていく場合があるわけです。しかし、日本の場合は買ったらすぐ半値以下みたいになるので、そこのところは、先ほど財務省がおっしゃった根底の部分、そこからやはり議論しなければいけないと思います。

以上でございます。

〇五十嵐財務副大臣

この辺にさせていただきます。

引き続いて、横光副大臣から資料の説明をお願いいたします。

○横光環境副大臣

それでは、環境省の意見を述べさせていただきます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。既に御案内のとおり、税制の抜本的な改革に当たりましては、低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進すること、これを基本的な方向性として検討を加えるものとされております。このため、環境政策に責任を持つ立場から、具体的な検討方向を3点申し上げたいと思います。

第1には、総論として、税制の抜本的な改革は、環境への負荷の低減に資する方向でなされるべきであり、少なくとも税制の見直しによって環境負荷がかえって増えるようなことがあってはならないわけで、そのためには「CO2 中立・環境中立」であるべきである、このように考えております。

また、第2に、環境関連税制は一体のものとして体系的な見直しを行うべきであります。このため、仮に、車体課税の簡素化を図る場合には、諸外国との比較で低い水準にあるエネルギー課税、これは2ページの資料にお示しいたしておりますが、この低い水準にあるエネルギー課税を強化することなど、税制全体のグリーン化を確実に推進することが必要であると思っております。

第3に、この燃料などのエネルギー課税枠に、車体課税は地方などの考え方のもとで、環境関連税制の思い切った簡素化を仮に行う場合には、現行の自動車重量税から充てられることになっております公害健康被害者のための補償財源について汚染者負担、いわゆる自動車ユーザー負担の原則に則って安定的・長期的に財源を確保する在り方について検討を行うことが必要であります。

最後に、環境関連税制のうち早期の導入が必要な地球温暖化対策のための税や見直 し期限が到来しているエコカー減税、自動車税のグリーン化の特例措置を、環境面か ら課税のメリハリをつけつつ検証する車体課税の一層のグリーン化については、平成 24年度税制改正において措置することであります。

いずれにいたしましても、これから避けて通れないのが低炭素社会の構築でございます。その構築を進めていく上で極めて有効な政策ツールであるのが税制でございます。その税制全体のグリーン化を推進していくことは、環境対策上、必要不可欠であると思っておりますので、どうか、そのところは十分な御配慮をいただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。御質問がありましたら、どうぞ。峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

環境省には本当に頑張っていただきたいと思っているんですが、今、既存のこういう問題に限らず、私は全体会合でもお話ししたことがあると思うんですけれども、世に氾濫している、例えば自動販売機がありますね。あれ全体で、私の聞いた話なので、実際に調べていませんが、1年間で約400万kWh消費すると言われて、原発4基分と一般的に言われているんですよ。ですから、新しく自販機に課税するという環境目的にとって、どういう税が世界的にも進んでいるのか。そういう意味で、環境にいいものは減税をするし、環境によくないもの、あるいはエネルギー多消費のものは課税していくというような新しい視野から、少し環境税も様々な類型といいますか、そういうものをもう少し積極的に調査をして出されるというのが私は非常に重要なのではないかと思っています。

これは厚労省なども、健康にいいものと悪いものを分けて、必ずしも私も個人的には今すぐいいとは思わないんですが、例えば今度、ハンガリーではポテトチップスに課税したわけです。何かといいますと、要するに健康に悪いものは課税をしようという、通称ジャンクフード課税と呼んでいるらしいんです。本当にそれが現実に日本で入れやすいのかどうかは分からないんですけれども、そういう課税の、これまでは所得があるところに課税しようということだったんですが、これからの21世紀というのは恐らく、健康だ、医療だ、そういう我々人間の生存といいますか、サステイナビリティーといいますか、そういうものにいいものと悪いものをしっかり分けていって、税でもってそういう外部不経済のとりこみ効果を狙っていくというのは、私は非常に重要な時代に来るのではないかと思うんですが、短期的なことではなくて、中長期的にはそういう観点から税の議論を環境省辺りは是非やってもらいたいなと思います。

これは要望です。 〇五十嵐財務副大臣

それは、例えばデンマークには脂肪税というものがあるんです。脂肪が体にたまりやすいようなものについては課税するという税金がありますので、そういう点も事務当局で調べておいていただけますか。よろしくお願いします。

横光副大臣、どうぞ。

○横光環境副大臣

ありがとうございます。

今、言われたように、非常にこれから低炭素社会は重要ですので、環境によい、あるいは環境に貢献する税はほかにないのか、どういうものがあるのか、これからまた調べてまいりたいと思います。

〇五十嵐財務副大臣

森副大臣、どうぞ。

○森文部科学副大臣

今の御意見ですけれども、一方的な価値観で、いい、悪いを決めてしまうという、何か少し恐ろしいような気がいたしますので、そこは少し慎重にしていただければと思います。

それで、私ども文部科学省としては本日意見表明をさせていただきたいということで、資料も配付させていただきたいというお願いをさせていただきましたけれども、 残念ながら認めていただけませんでしたので、是非、次回していただけますでしょうか。

資料を今から配付してもよければあれですけれども、次回でよろしいですか。

〇五十嵐財務副大臣

私、文科省の要望は聞いておりませんでした。

〇森文部科学副大臣

文科省としては、本年6月に政府・与党社会保障改革検討本部において取りまとめられた、この社会保障・税一体改革の成案の中の社会保障改革の5つの原則のうち、全世代対応、未来への投資という、この2つ、この柱に関して、我々、この間、この税制調査会でも議論になりました教育の経済的な負担等々の議論もございます。

ですので、分厚い中間層の復活のため持続可能な社会保障を実現させるために、全世代対応、未来への投資の原則を踏まえて、子ども・子育てで捉えている保育所、それから、幼稚園の後に続きます小学校から大学までの教育について、広い意味の社会保障制度と捉えていただくという、そういう議論をまずしていただければと思いますので、まずは次回、私どもの資料を簡単につくりますので、配付させていただき、説明をさせていただく時間を与えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

〇五十嵐財務副大臣

資料は後ほど、また配らせていただいてと思いますが、私どもが伺ったところでは、 税よりは予算要求の方が多かったというお話でございました。

それでは、今日の議論はまずここまでとさせていただきますが、幾つかありまして、 これから作業チームで検討させていただきます。それで、その検討状況の中間報告を この本体会合に繰り返し行いながら、御意見も聴取しながらということで進めていき たいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、先日閣議決定いたしました平成24年度税制改正大綱でございますが、大変申し訳ないんですけれども、正誤がございまして、誤りがあったものですから、事務方より御説明をいたさせます。

○住澤財務省主税局税制第二課長

お手元に「平成24年度税制改正大綱の正誤について」という1枚紙と、税制改正大綱の50ページ以降の抜粋をした紙が入れてございますので、こちらを御覧いただきた

いと思います。

大綱につきましては、先週土曜日に閣議決定をいたしましたところですが、車体課税に関する記述につきまして、この1枚紙に記載させていただいておりますとおり正誤がございましたので、御確認いただきたいと思います。

これは最終的な大綱取りまとめ作業の中で、深夜から未明に改正案の調整を行ったため、記述の誤りが生じていることを見落としてしまったものでございまして、大綱等の作成過程におきましては、極めて限られた時間ではございますが、複数の担当者が数次にわたり読み合わせをする等、正誤の防止に取り組んできたところではございますけれども、今般、このような誤りによりまして関係の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、誠に申し訳なく存じております。

今般、この点について反省をいたしまして、今後の大綱等の作成作業におきまして は正誤防止の徹底に万全を期してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御寛恕の ほどをお願いしたいと思います。

〇中野民主党税調会長代行

了解です。

〇五十嵐財務副大臣

処理についてはお任せいただきたいと思います。よろしいですね。

(「はい」と声あり)

○五十嵐財務副大臣

ありがとうございます。

それでは、本日の会議は以上で終わります。ありがとうございました。

なお、記者会見は通例どおり、間もなくこの場所で行います。

次回の日程につきましては、作業チームの作業状況を見ながら決めたいと考えておりますので、追って事務的に御連絡を差し上げます。

御参集ありがとうございました。散会いたします。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。